

監 査 細 則

- 第 1 条 この土地改良区の業務及び財産状況の監査については、他の規定によるものの外、この細則の定めるところによる。
- 第 2 条 総括監事は、規約で定めた事項その他常務に属する軽易な事項を専決処理することができる。
- 第 3 条 監事は、職務の為に出張し、又は職務において長期にわたり旅行する時は、総括監事にその旨を通知しなければならない。
- 第 4 条 監事は、事業計画又は予算が適正かつ能率的に執行されているかどうかを検討し、この土地改良区運営の民主化に資する趣旨に基づいて執行する。
- 第 5 条 監査は、現地に臨み若しくは理事又は関係職員をして計算調査報告書帳簿、その他関係資料を提出させ、弁明書の類を徴し、又はその出席を求めて行なう。
- 第 6 条 監査を執行するときは、あらかじめその期日、施行箇所及び監査事項等を理事長に通知しなければならない。但し、緊急の必要があるときはこの限りでない。
- 第 7 条 業務の監査は、概ね次の諸点について実施するものとする。
1. 法令及び定款並びに規約と事務の適合状況
 2. 財務計画と予算編成との適合状況
 3. 事業計画との執行との適合状況
 4. 予算執行と事業の執行との適合状況
 5. 労力の需給及び資材の入手計画と事業計画との適合状況
 6. 事業が組合員の農業経営の実情に対する適合状況
 7. 関係諸機関との連絡強調の状況
 8. その他必要と認める事項
- 第 8 条 財産状況の監査は概ね次の諸点について実施するものとする。
1. 収入の調定徴収及び滞納整理の適否
 2. 予備費需用及び滞納整理の適否
 3. 収入支出現金及び預金の出納保管に関する状況
 4. 借入金の償還状況
 5. 財産の管理状況
 6. その他必要と認める事項
- 第 9 条 監事は、監査を終了した時は、速やかにその結果の判定並びに報告事項等を作成しなければならない。

第10条 監事は、監事会の協議を経た後でなければ監査の結果を外部に公表しないものとする。

附 則

1. この規程は、昭和56年6月10日から適用する。